

令和6年度 第2回

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 会議録（要約）

日 時：令和6年11月18日（月）10時00分～11時10分

場 所：西宮市役所第二庁舎6階 B601会議室

出席者：【委員】関嘉寛（会長）、相川康子（副会長）、西明直子、清水明彦、白石裕之、
永木嗣也、水城真紀子

【事務局】市民局 局長 堂村武史、市民総括室長 森口豊、
市民企画課 課長 河内紀子、同係長 武光真一、同主査 石田真莉子、
同副主査 多田佑子

1. 開会

- ・石井市長挨拶。
- ・傍聴に関する取扱いについて
→傍聴希望者なし。

2. 審議事項

●議題1 西宮市参画と協働の推進に関する条例の改正について

○会長

- ・議題1の説明を事務局よりお願いしたい。

○事務局

- ◆河内市民企画課長より、議題1について説明。

○会長

- ・今回は、（提言書に基づき）第2条、第4条、第16条、第17条、4つの条文について、前回の委員会
でのご意見をまとめた改正案について委員の皆様からご意見をいただきたい。
- ・まず、全体について質問はあるか。

○委員

- ・（スケジュール案の中の）「新センター関連」というのはこの委員会とどのような関係があるのか。

○事務局

- ・「参画と協働の推進に関する条例」の改正にあたり、強化する取組の一つが新センターの再編であったた
め、一緒に説明した。

○会長

- ・新センターが来年度下半期開設予定という中で、この条例改正と相まってという流れで両方載っている

形になっている。

○委員

・了解した。

○委員

・条例逐条解説は市議会議員にも渡すのか。

○事務局

・ホームページ等で公表するため、市議会議員に限らず見られる。

○委員

・見るもの（通信装置）があれば見られるということか。

○事務局

・そうだ。

○会長

・逐条解説は、本来改正案が具体的に決まってから決めるものであるが、本日は同時に審議していく。
他にご意見は。

○委員

・提言書を受けて、「運用見直しの必要性」部分についてはどのように反映されるのか。

○事務局

・運用の見直しについては適宜行っていき、見直した部分については報告させてもらう。

○会長

・取組状況報告書にも少しずつ反映されていくものかと思う。
・改正案第2条について審議を行いたい。改正案では条文にて「市民等同志の協働」を規定している。
・ご意見はないか。（他の委員一同、意見なし）

○会長

・第4条の審議に移りたい。市民にも積極的に自主的にだけでなく、主体的にも関わってもらうことが必要であることが含まれている。
・現行条文の「市全体の利益」という文言が議論となっていた。前回の委員会では「公共の利益」という文言が概念的には合うが、文言が適切かという検討を行った。目的より関わり方に重点を置いたほうが良いということで今回の改正案である「地域で共に生きる人たちを尊重する」に至った。
・ご意見はないか。（他委員一同、意見なし）

○会長

・第14条の審議に移りたい。第2条で「市民等同志の協働」を含めたということで、第14条協働の推

進のところにも「市民等同士」含めようということで、本改正案となった。

- ・ご意見はないか。(他委員一同、意見なし)

○会長

- ・第16条の審議を行いたい。前回、「快適な暮らし」を現代的な状況に変えなければならないという議論から、改正案にもあるとおりの「地域における人と人とのつながりや支え合いの中で」とし、「快適な」という自己中心的にもとられかねないような文言を明確に、「繋がりや支え合い」という言葉に変えて具体的に示した。
- ・コミュニティも地縁型と言われているものだけでなく、テーマ型も含めた「多様なコミュニティ」とし、時代的などころやテーマ、世代、分野を超えてという意味も含めていかなければならない。
- ・何かご意見はあるか。

○委員

- ・主語が二つあり、すんなりと入ってこない。「多様なコミュニティ」が「努めるもの」なのか、「市民等」が「努めるもの」なのかわかりづらい。

○会長

- ・確かに複文になっていてわかりにくい。大きな主語は「市民等は」で「努めるものとする」である。
- ・市民等は「かかわり」そして「協力するように努める」と二つにかかっているが、句読点を変えたらわかりやすくなるだろうか。
- ・誤解しないような表記があればよい。あるいは逐条解説で説明を加えることも考えられる。
- ・他にご意見はないか(他、委員一同意見なし)

○会長

- ・第17条の審議に移りたい。参画と協働の取組のすべてが把握できるわけでないため、市民等との取組の中で、市が関わっている助成や補助金、施策などの関わりの中で把握しているものということを追記した。
- ・ご意見はあるか。(他委員一同、意見なし)

○会長

- ・次に逐条改正についてご質問ご意見いただきたいが、改正案や逐条解説全体を見て逐条解説自体を書き換える、という可能性は考えなくてよいか。

○事務局

- ・今回配布の資料は条例改正部分のみの逐条解説であり、時代の流れによって逐条解説も変更や説明を加えるべき点はあると思うため、逐条解説全体についてはまた条例改正確定後に見直しを行う予定である。

○会長

- ・では、今回示している改正案に対応する箇所での逐条解説でご意見はあるか。

○委員

- ・逐条解説ではないが、第 2 条の改正案について、「条例の目的を達成するための大きな力として尊重するものとする」と書いてあるが、「大きな力」という文言は条文に含めても問題ないのか。

○会長

- ・主観的な言葉ではないかということか。

○委員

- ・そうだ。

○事務局

- ・この条文は理念的なものも含まれているため、不適切、不適合な言葉は特にない。

○会長

- ・西宮市の姿勢を表すというところで、ここでは決意表明の部分もあると思われる。
- ・その他改正案、逐条解説で対応する点でご意見はあるか。(他委員一同、意見なし)
- ・ご意見・ご質問がないため、条例改正案をもとに進めていく。事務局はパブリックコメントの準備を進めてください。

○副会長

- ・確認だが、先ほど変更すると言っていた箇所は委員長一任でよいか、確認を取っておくべきではないか。

○会長

- ・第 16 条は条文を変えずに逐条解説で説明を加える形でよいか。
- ・逐条解説はまた全体の審議を行うのか。

○事務局

- ・逐条解説全体のご意見をうかがう機会も設ける予定である。

○副会長

- ・全体の改正と同時に行うのか。それとも今回の条例改正部分のみの確認なのか。

○事務局

- ・本日は条例改正部分の逐条解説案のご意見をいただき、それも逐条解説に反映させる。また、逐条解説全体を説明する機会も設ける。

○副会長

- ・承知した。
- ・(先ほどの第 16 条の条文について) 条文は変えず、逐条解説で工夫するという事によろしいか。

○会長

- ・わかりやすく説明する方向で考えたい。

●報告 1

○会長

- ・では、報告 1 について事務局から説明をお願いしたい。

○事務局

- ◆河内市民企画課長より、報告 1 に関する「令和 5 年度参画と協働の取組状況報告書」について説明。

○会長

- ・令和 5 年度報告書についてご質問等はあるか。

○副会長

- ・令和 5 年度報告書としては良いが、数字だけではわかりづらいところがある。
- ・20 ページ、協働の取組状況の中の 129 という数字が多いの少ないのかわかりにくい。例えばコロナ前後での増減、つまり、5 か年ぐらいの比較表があると市民や委員もわかりやすい。またコロナ後の協働の形態の変化だとか、15 年になるのであれば当初からの変化もあれば分析もしやすいかと。
- ・4,5 ページ、附属機関について、公募制を導入していない、議事録を公表していないところが多いように感じる。どの会議が公表していないとか一覧を公表することはできないか。
- ・法令等の規定があつてというのはわかるが、理由ウ（高度な専門的事項を審査、審議等するもの）やエ（その他公募によることが不相当であると認められるもの）はわかりづらい。もし一覧であれば、他自治体との比較など、もう一歩進んだ提案ができると思う。令和 5 年度報告としてはいいが、委員から提案する資料としてはわかりにくい。

○会長

- ・事務局より何かご意見はあるか。

○副会長

- ・どこかのタイミングでできるとよい。やはり会議の公開や公募していない機関は嫌がるだろうか。

○事務局

- ・基本的に公開できるものは公開していると思われる。

○会長

- ・以前の委員会時に資料を見たような気がするが。

○事務局

- ・もしかしたら、令和 3 年度時に参画、協働事業と審議いただく際に提示したかもしれない。

○会長

- ・推移もその際にあつたかと思う。市民が見やすい、実感しやすいデータがあるとよい。

- ・その他ご質問ご意見はあるか。(他委員一同、意見なし)

○会長

- ・以上で、本日の審議を終わる。後からご質問ご意見があれば直接事務局へ連絡を。

3. 事務連絡

○事務局

- ・来年3月のパブリックコメントに向けて事務局は準備を行う。
- ・次回委員会はパブリックコメントを含めて審議いただくため、4月から5月初旬を予定している。

4. 閉会

以 上